

平成 25 年 7 月 10 日  
近検協第 25-033 号

報告会社 御中

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会

## 平成 25 年度 6 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、盛夏の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、6 月末締めのお受付台数は 11, 216 台で本年度累計は 33, 214 台、前年同月比 98.7%、前年度累計比 103.7%となりました。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

1. 5 月月報で改正された既存不適格の一覧表をお知らせしましたが、準拠法令の内容に誤りがありましたので、下記の通り訂正いたします。別紙訂正版を送付しますので、差し替えてご利用下さい。

エレベーター

1(18)\*1(20) : 誤 : 平 20 国告第 703 号 → 正 : 平 21 国告第 703 号

4(11)\*4(13) : 誤 : 平 20 国告第 1454 号第一号ニ → 正 : 平 20 国告第 1447 号第三

小荷物専用昇降機

4(1) : 誤 : 平 20 国告第 1456 号第一号ニ → 正 : 平 20 国告第 1446 号第一号ニ

2. 報告書(副)の作成について、協議会より有効月 5 ヶ月前の報告書(第一面)(第二面)と概要書(第一面)、既存不適格物件には概要書(第二面)を送付しており、(正)(副)同じものを作成して協議会へご提出いただいております。

しかしながら、報告書(正)と(副)で内容が違ったり、他号機結果表が添付されていたり、報告会社によってはカラー用紙が不足していたり、等の問題点もありました。

よって、報告書(正)を一部作成し、(副)については、協議会へご提出直前の(正)をコピーしたもので可といたします。(即日実施)

ただし、内容確認等でご返却させていただく際は、(正)・(副)共にご返却いたしますので訂正後確実に(副)を再度コピーしてご提出いただきますようお願いいたします。

3. 宝塚市からのご指導 (即日実施)

多台数報告物件で現状では検査者が 2 名以上のとき代表検査者を第一面の検査者氏名欄に記載し第二面 3. の検査者欄と検査結果表は当該号機を検査した検査者を記載しています。

宝塚市より第一面の検査者氏名欄に記載した検査者氏名は、当該号機の検査を行っていないくとも第二面 3. の代表となる検査者欄と検査結果表の代表となる検査者欄に記載し、当該号機を検査した検査者が他にいる場合には、その他の検査者欄に記載すると同時に検査結果表の各検査項目の担当

検査者番号も記載するようとのことです。

又、前記の方法意外にも第一面と第二面及び検査結果表の代表となる検査者氏名の整合性を持たす為に、多台数報告物件を2名以上の検査者が実施した場合、検査者毎に第一面を作成し（お客様に捺印を頂くことから第一面の枚数が増加する）第二面以降と整合性を持たすことも可能とのこととです。

4. 6月度にホームページに掲載しました既存不適合一覧も誤りがございましたので差し替えました。

以上

別表第1 ロープ式エレベーター \*付きの番号は別表第2 油圧式エレベーター

番号	施行年月日	検査項目及び検査事項(補足)	準拠法令
1(1) *1(1)	昭和46年1月1日	機械室への通路及び出入口の戸 ・機械室の戸の設置及び施錠の状況 (出入口の幅70cm以上、高さ1.8m以上、鋼製施錠付き) ・手すりの設置及び取付け状況、階段の状況 (階段のけあげ23cm以下、踏面15cm以上、側壁又は手すりの設置)	・令第129条の9第四号 ・令第129条の9第五号
1(2) *1(2)	昭和46年1月1日	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等 ・開口部又は換気設備の設置及び換気の状況 (機械室の換気上有効な開口部又は換気設備の設置)	・令第129条の9第三号
1(4) *1(3)	平成24年8月1日	救出装置 ・ワイヤーロープを壁、床その他の建築物の部分に固定することその他の必要な措置	・平12年国告第1413号第1第三号ホ
1(18) *1(20)	昭和56年6月1日  平成21年9月28日	駆動装置等の耐震対策 ・転倒及び移動を防止するための措置の状況 (機械室機器の転倒、移動防止の対策) ・ロープガード等の状況	・令第129条の4第3項第四号 ・令第129条の8第1項 ・平21国告第703号 ・平20国告第1498号
2(6) *2(6)	昭和57年12月1日  昭和34年1月1日	主索又は鎖の緩み検出装置 ・取付けの状況 (主索(鎖)の緩み検出装置の取付け状況)  (巻胴式エレベーターの主索(鎖)の緩み検出装置の取付け状況)	・令第129条の10第2項 ・平12建告第1423号第5第二号ロ
2(8) *2(7)	昭和46年1月1日	はかり装置 ・警報並びにかご及び乗り場の戸の状況 (過負荷検出装置の取付け)	・令第129条の10第3項第四号イ
2(9) *2(13)	平成21年9月28日	戸開走行保護装置 ・設置及び作動の状況	・令第129条の10第3項第一号
2(10) *2(14)	平成21年9月28日	地震時等管制運転装置 ・加速度を検知する部分の取付けの状況 ・作動の状況 ・予備電源の作動の状況 (非常用エレベーターについては、地震時管制運転による予備電源の制御の有無による。)	・平20国告第1536号第2
3(1) *3(1)	平成22年9月28日	かごの壁又は囲い、天井及び床 ・かごの構造及び設置の状況 (手すりの取付け)	・平20国告第1455号第1第五号ロ
3(2) *3(2)	平成21年9月28日  平成22年9月28日	かごの戸及び敷居 ・戸の反転作動の状況  ・戸及び敷居の構造及び設置の状況 (乗用及び寝台用エレベーターかごの戸(引き戸))	・平20国告第1455号第2第七号 ・平20国告第1455号第2第二号
3(11) *3(12)	平成21年9月28日	かごの照明装置 ・設置、作動及び照度の状況 (床面で50ルクス(乗用及び寝台用以外のエレベーターは25ルクス)以上の照度)	・平20国告第1455号第1第八号
3(12) *3(13)	昭和46年1月1日	停電等装置 ・設置、作動及び照度の状況 (床面で1ルクス以上の照度)	・令第129条の10第3項第四号ロ
3(13) *3(14)	昭和56年6月1日	かごの床先 ・かごの床先と昇降路壁及び出入口床先とのすき間の状況 (出入口床先とかご床先4cm以下、乗用・寝台用にあつてはかご床先と昇降路壁12.5cm以下)	・令第129条の7第四号
4(7) *4(10)	昭和46年1月1日 平成21年9月28日	かごの非常救出口 ・構造及び設置の状況 (救出口のロック装置の取付け、スイッチ取付け)	・令第129条の6第四号 (平12建告第1413号第1第一号天井救出口のないエレベーターを規定)

番号	施行年月日	検査項目及び検査事項(補足)	準拠法令
4(11) *4(13)	平成 21 年 9 月 28 日	施錠装置 ・ ロック機構の状況 (系合部分の寸法 7mm以上) ・ スイッチの作動の状況 (煙感知器の点検口)	・ 令第 129 条の 7 第三号 ・ 平 20 国告第 1447 号第 二号、第四号、第六号 ・ 平 20 年国告第 1454 号 第一号ハ
	平成 24 年 8 月 1 日	・ かぎを用いずに開こうとした場合においても施錠され た状態を保持する力が減少しないもの	・ 平 20 国告第 1447 号第 三号
4(12) *4(14)	平成 24 年 6 月 7 日	昇降路における壁又は囲い ・ 開口部の高さ又は施錠装置の作動の状況	・ 平 20 国告第 1454 号第 一号ニ
4(13) *4(15)	平成 22 年 9 月 28 日	乗り場の戸及び敷居 ・ 戸及び敷居の構造及び設置の状況 (乗用及び寝台用エレベーター昇降路戸(引き戸))	・ 平 20 国告第 1454 号第 六号
4(14) *4(16)	昭和 56 年 6 月 1 日	昇降路内の耐震対策 (かご・釣合いおもりの脱レール防止等)	・ 令第 129 条の 4 第 3 項 第三号、第四号 ・ 令第 129 条の 7 第五号イ
	平成 21 年 9 月 28 日	・ ロープガード等の状況 ・ ガイドレールとのかかりの状況 ・ 突出物の状況	・ 平 20 国告第 1494 号 ・ 平 20 国告第 1495 号 ・ 平 20 国告第 1498 号 ・ 令第 129 条の 8 第 1 項
5(3) *5(3)	平成 14 年 6 月 1 日	乗り場のとの遮煙構造 ・ 戸閉時間の状況 (気密材、戸閉時間)	・ 昭 48 建告第 2563 号第 1 第一号
6(12) *6(11)	昭和 56 年 6 月 1 日	ピット内の耐震対策 (かご下綱車、釣合ロープ、调速機ロープの外れ止め等)	・ 令第 129 条の 7 第五号イ ・ 平 20 国告第 1494 号 ・ 平 20 国告第 1495 号 ・ 平 20 国告第 1498 号 ・ 令第 129 条の 4 第 3 項 第三号、第四号
	平成 21 年 9 月 28 日	・ ロープガード等の状況 ・ ガイドレールとのかかりの状況 ・ 突出物の状況	

別表第 6 小荷物専用昇降機

番号	施行年月日	検査項目及び検査事項(補足)	準拠法令
4(1)	平成 24 年 6 月 7 日	昇降路における壁又は囲い ・ 開口部の高さ又は施錠装置の作動の状況	・ 平 20 国告第 1446 号第 一号ニ
4(6)	平成 12 年 6 月 1 日	ドアロック ・ 作動の状況	・ 令第 129 条の 13 第四号

平 20 国告第 284 号別表 遊戯施設

番号	施行年月日	検査項目及び検査事項(補足)	準拠法令
5(7)	平成 12 年 6 月 1 日	追突防止装置 ・ 追突防止装置の作動の状況 ・ 追突防止装置のセンサーの取付けの状況 ・ 追突防止装置のセンサーの作動の状況	・ 平 12 建告第 1427 号
10(2)	平成 12 年 6 月 1 日	着水部・着水プールの深さと長さ ・ 着水部の寸法及び水深 (H12 年建設省告示第 1426 号第 1 第四号に掲げる側壁 を設けていないものに限る。)	・ 平 12 建告第 1426 号
10(12)	平成 21 年 9 月 28 日	耐震対策 ・ 滑節構造とした接合部の状況 (ガイドレールの地震時のたわみ量が明確でないもの) ・ ロープガード等の状況 (綱車にロープガードが設置されていないもの)	・ 平 21 国告第 621 号 ・ 平 21 国告第 622 号

※ エスカレーターは変更なしです。